



茨労基発 0513 第 4 号の 3  
令和 2 年 5 月 13 日

一般社団法人  
日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部長 殿

茨城労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた  
全国安全週間の対応について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和 2 年 3 月 19 日付け基発 0319 第 3 号をもってその取組をお願いしたところですが、この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本年度については、全国安全週間の対応を下記のとおりといたしましたので、御留意いただきますようお願いいたします。

また、本職からは併せて、別紙をもって別記の労働災害防止団体に対しても御協力をお願いしております。

なお、参考までに令和 2 年 4 月 17 日付け基安安発 0417 第 2 号及び基安労発 0417 第 4 号を添付します。

記

1 全国安全週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項について

全国安全週間実施要項の 9 (1) において、全国安全週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げておりますが、その実施に当たっては、感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知することといたしました。

特に、実施事項にある、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」「安全パトロールにおける職場の総点検」「講演会等の開催」「職場見学等の実施」などについては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むよう周知することといたしました。

周知にあたっては、令和 2 年 3 月 31 日付け基安発 0331 第 2 号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」記の 2 の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリス

トの活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の推進を図ることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染所への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくよう併せて周知することとしております。

なお、厚生労働省が作成する全国安全週間のポスター・リーフレットにおいても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を記載し作成する予定としております。

## 2 安全衛生に係る表彰及び安全パトロールについて

厚生労働大臣賞の中央表彰式、茨城労働局長賞の表彰式及び伝達式については、多数の受賞者、来賓が集まることから、開催を中止といたしました。

なお、表彰自体は実施いたします。

また、茨城労働局及び各労働基準監督署が行う安全パトロールについては、事業者に対して、感染拡大防止の観点及び感染防止対策に取り組む事業者の過度な負担を伴う依頼となることから中止といたしました。

なお、これら開催の中止等については、各労働基準監督署にも通知済みです。